

法人運営事業

基本方針

「だれもが安心して暮らせる地域づくりのために」を合い言葉に、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現するために、地域住民、社会福祉関係機関、社会教育団体及びボランティア団体、行政等と協働、連携を進め石井町社会福祉協議会の専門性を活かした住民の尊厳と自己決定権と権利擁護を尊重する、その人らしい暮らしができるような支援を職員一人ひとりが行います。

重点目標

- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの早期対応を行います。
- 生活支援体制整備事業による地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。
- 法人後見事業実施に向けて準備会を継続実施します。
- 各事業担当者による事業改善を検討し職員全体での経営計画を図ります。

(1) 社会福祉法人会計運営の透明性及び適切な労務管理の確保

- ・会計処理の複数確認制
- ・労務管理について税理士法人への業務管理委託

(2) 会務及び各種部会の開催と相互の連携強化

- ・理事会 ・評議員会 ・監事会 ・献血推進部会 ・広報編集部会 ・歳末たすけあい募金配分金会
- ・共同募金委員会 ・日赤社費募集金額設定委員会

(3) 福祉サービス苦情解決

- ・苦情解決責任者、苦情受付責任者、及び第三者委員の研修

(4) 財政の強化

- ・ 社協会費の募集等、自主財源の増強に努める。(10月～12月)

(5) 石井町社会福祉大会の開催

- ・ 町民の福祉意識のさらなる向上を図るとともに、福祉功労者を表彰する。
- ・ 平成30年度は「いきいき健康フェスティバル in いしい」との同日開催とし、健康意識の向上も図る。

(6) 社協の機能強化

- ・ 福祉活動先進地視察及び各種研修会等への役職員の参加

(7) 広報活動の推進

- ・ 社協だより(年2回・7月と1月末発行)及びホームページの充実、石井有線放送、広報いしい等による広報

(8) 献血事業の推進

- ・ 5地区の各献血グループが年2回ずつ、移動採血車による献血を実施(町内で年10回)

(9) 在宅福祉活動の支援強化

- ・ 在宅要援護高齢者福祉サービス推進事業を町より受託し、5地区の女性の会による「給食サービス」を実施

(10) 重度在宅老人福祉の推進

- ・ ひとり暮らし高齢者宅の住宅改修を、地元民生委員の方を通じ、徳島県建設労働組合石井支部の協力で実施

(11) 在宅老人福祉の推進

- ・ 寝たきり高齢者宅のお見舞い訪問を、社協役職員及び担当の民生委員が実施

(12) 法人後見事業の受任に向けた準備会の開催、高齢者・障がい者無料なんでも相談会の開催

- ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士、民生委員児童委員協議会会長、行政関係者、社会福祉協議会役員による準備会の開催
- ・ とくしま高齢者・障害者権利擁護ネットワークと委託契約し、社協事業における権利擁護等の相談や困難事例の解決にあたる

(13) 成年後見利用支援事業による啓発普及活動

- ・ 成年後見利用支援事業を町より受託し事業利用促進の広報・普及啓発活動を行う。パンフレット作成、説明会や相談会の実施等

(14) 地域福祉活動計画の策定

- ・ 地域福祉活動計画策定にあたり、町民へのアンケート実施

(15) 障害者地域生活支援事業の推進

◆社会参加促進事業【点字・声の広報発行事業】（点訳サークルほほえみ・音訳サークルこだま）

- ・ 点訳、音訳による情報のお届け（地方公共団体等の広報紙、社協だより、生活情報、個人からの依頼物等に対応しています。）

◆移動支援事業【車両輸送型】（名西地区在宅障がい者生活支援センターを通じて申請）

- ・ 歩行困難で公共交通機関での移動が困難な在宅の重度障がい者等に対して、車いす対応福祉車両（軽車両・ワゴン車）を運行

(16) 障害者及び寝たきり高齢者移動支援事業の推進

- ・ 24時間テレビ実行委員会より寄贈いただいたリフト付きワゴン車の貸出（本会独自の移動支援事業）